

## 9 税の減免及び控除・貸付

### [1] 自動車税・自動車取得税の減免等

#### (1) 減免の要件

##### ① 身体障がい者

身体障がい者手帳の交付を受けている人のうち下記にあてはまる人。

障がいの区分	軽度の障がい	軽度以外の障がい (重度の障がい)
下肢不自由	4級～6級	1級～3級
体幹不自由	5級	1級～3級
上肢不自由	4級～6級	1級～3級
脳原性運動機能障害	5級・6級	1級～4級
視覚障害	5級・6級	1級～4級
聴覚障害	6級	2級～4級
平衡機能障害	5級	3級
心臓・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸 HIVによる免疫・肝臓機能障害	4級	1級～3級
音声・言語・そしゃく機能の障害	—	3級・4級

##### ② 知的障がい者

療育手帳もしくは認定カードの交付を受けている人、または子ども家庭センター、大阪府障がい者自立相談支援センターによる証明のある人、精神保健指定医による診断書のある人。

##### ③ 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳(1級)の交付を受け、かつ自立支援医療受給者証の交付を受けている人

#### (2) 減免申請の手続

区 分	申請書の提出期限	減免対象税目 (減免額)	窓 口	
自動車 新規取得 した場合	①新規取得の登録をした場合 ②他の都道府県から府内に使用の本拠を変更する登録をした場合 ※登録の日に減免要件に該当している人	登録の日	①自動車税 申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額 ②自動車取得税	大阪自動車税事務所 所寝屋川分室 電話:072-823-1801 FAX:072-820-1143
自動車 所有して いる場合	毎年4月1日に減免要件に該当しているとき。 毎年4月1日後、減免要件に該当することとなったとき。	納期限 5月31日まで  減免要件に該当することとなったときから60日以内	自動車税(年額)  自動車税 申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額	北河内府税事務所 電話:072-844-1331 FAX:072-846-3988

※詳しい内容は、各申請先機関にご確認ください。

### (3) 減免の範囲

#### ① 自家用自動車（白ナンバー）

区分		対象		備 考
所有者 (取得者)	運転者	軽度の 身体障がい者 (18歳以上)	1. 軽度の身体障がい者 (18歳未満) 2. 軽度以外の身体障がい (18歳以上) 3. 知的障がい者 4. 精神障がい者(1級)	
本人	本人	自動車税及び 自動車取得税	自動車税及び 自動車取得税	1. 構造変更の有無は問いません。 ただし、生計を一にする人等が運転する自動車 については、車種・構造等が専ら障がい者のた めの利用に適したものに限り、(例えばキャン ピング車等は、減免されない場合があります。) 2. 1人の障がい者について1台に限り、 3. 総排気量2ℓを超える自家用乗用に係る自動 車税は、当該自動車総排気量が1.5ℓを超え2 ℓ以下とみなした場合に課すべき自動車税の額 を限度として減免します。 4. 自家用普通自動車(いわゆる3ナンバー)に係る 自動車取得税は、取得価格250万円に税率を乗 じて得た額を限度として減免します。 ただし、構造変更が加えられた自動車につい ては、構造変更に要した費用に税率を乗じて得 た額についても減免します。
	生計を一にする人			
	常時 介護者			
生計を一にする人	本人			
	生計を 一にする人			

#### ② ①以外で身体障害者等の利用に供するために特別の仕様に製造された自動車または、一般の自動車に構造変更が加えられた自動車

区分		対象		備 考
所有者 (取得者)	運転者	専用	併用	
その他の人	その他の人	自動車税及び 自動車取得税	自動車取得税	1. 構造変更が加えられた自動車に限り、 2. 専用とは、専ら障がい者の利用に供される場 合をいいます。 3. 併用とは、障がい者以外の人の利用にも併せ て供される場合をいいます 4. 「併用」の場合における自動車取得税の減免 については、構造変更に要した費用に税率を 乗じて得た額を減免します。

窓 口	北河内府税事務所 住所: 枚方市大垣内町2-15-1 電話: 072-844-1331、FAX: 072-846-3988 大阪自動車税事務所 寝屋川分室 住所: 寝屋川市高宮栄町12-2 電話: 072-823-1801、FAX: 072-820-1143
-----	--

- ※1. 構造変更 身体障がい者が利用する場合: 車いすを昇降させ、または固定させる装置を装着すること。  
 知的障がい者が利用する場合: 必要な装置等を備えること。  
 身体障がい者が運転する場合: 手動アクセル、手動ブレーキ等を装着することをいいます。
- ※2. 社会福祉法人や障がい者授産施設が所有する自動車直接その本来の事業の用に供するものについて、一定の要件を満たす場合は、自動車税について他の軽減制度があります。

## [2] 軽自動車税の減免

### (1) 減免の要件

#### ① 身体障がい者

身体障がい者手帳の交付を受けている人のうち下記にあてはまる人。

障がいの区分	軽度の障がい	軽度以外の障がい (重度の障がい)
視覚障害	5級・6級	1級～4級
聴覚障害	6級	2級～4級
平衡機能障害	5級	3級
音声・言語・ そしゃく機能障害	—	3級・4級
上肢不自由	4級～6級	1級～3級
下肢不自由	4級～6級	1級～3級
体幹不自由	5級	1級～3級
脳原性運動機能障害	—	1級～6級
心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・ぼう こう・直腸・小腸・ヒト免疫不全 ウイルスによる免疫機能障害	4級	1級～3級

#### ② 知的障がい者

療育手帳の交付を受けている人。

#### ③ 精神障がい者

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人。

### (2) 減免の対象となる軽自動車等

区 分		身体障がい者				知的 障がい者	精神 障がい者	備 考
		18歳以上		18歳未満				
所有者 (取得者)	運転者	軽度	軽度以外 (重度)	軽度	軽度以外 (重度)			
本人	本人	○	○	お問合せ ください	お問合せ ください	○	○	1. 1人の障がい者について1 台に限ります。 2. 戦傷病者についても別途 減免規程があります。 3. 納付する前に申請してく ださい。 4. 申請書は納期限まで にご提出ください。 5. 減免対象になると軽自動 車税の全額が免除されま す。 6. 減免を受けるには、毎 年度申請が必要となります。
	生計を一にする人	×	○	○	○	○	○	
	常時 介護者	○	○	○	○	○	○	
生計を一にする人	本人	×	○	お問合せ ください	お問合せ ください	○	○	
	生計を一にする人	×	○	○	○	○	○	
窓 口		課税課 税政担当 電話:06-6992-1458、FAX:06-6994-1691						

### [ 3 ] 所得税・個人住民税の所得控除

種 類	内 容		所得控除額	
所得税	障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身障手帳3級～6級及び、障がいの程度が中度・軽度ならびに障がい者手帳2級・3級の場合	27万円	
	特別障害者控除	本人または控除対象配偶者、扶養親族が身障手帳1級・2級及び障がいの程度が重度ならびに障がい者手帳1級の場合	40万円	
	同居特別障害者配偶者控除 (特別障害者控除の40万円を含む)	一般		113万円
		老人 (70歳以上)		123万円
	同居特別障害者 扶養控除 (特別障害者控除の40万円を含む)	年少扶養 (16歳未満)		75万円
		一般扶養 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)		113万円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)		138万円
老人扶養 (70歳以上)			123万円	
	同居老親扶養 (70歳以上の扶養親族のうち、納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、納税義務者または、配偶者のいずれかと同居を常とする場合に該当)		133万円	
小規模企業共済等掛金控除	障害者扶養共済制度の掛金等		掛金の額	
個人 住民税 (市民税) (府民税)	障害者控除	(所得税と同じ)	26万円	
	特別障害者控除	(所得税と同じ)	30万円	
	同居特別障害者配偶者控除 (特別障害者控除の30万円を含む)	一般		86万円
		老人 (70歳以上)		91万円
	同居特別障害者扶養控除 (特別障害者控除の30万円を含む)	年少扶養 (16歳未満)		53万円
		一般扶養 (16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満)		86万円
		特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)		98万円
老人扶養 (70歳以上)			91万円	
	同居老親扶養 (70歳以上の扶養親族のうち、納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、納税義務者または、配偶者のいずれかと同居を常とする場合に該当)		98万円	
小規模企業共済等掛金控除	障害者扶養共済制度の掛金等		掛金の額	
窓 口	所得税:門真税務署 (電話:06-6909-0181) 個人住民税:課税課 市民税担当 (電話:06-6992-1456、FAX:06-6994-1691)			

### [ 4 ] その他の税

個人 事業税	重度の視覚障がい者(失明又は両眼の視力の和が0.06以下の方)が行う、あんま・マッサージ・指圧・柔道整復等の医業に類する事業	非課税
不動産 取得税	障がいのある人を多数雇用する一定の事業所の事業主が、助成金の支給を受けて当該事業所の事業用に供する家屋で一定のものを取得した場合	税額から価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額
相続税	障がいのある人(手帳所持者)が相続または、遺贈により財産を取得した場合	税額控除 満85歳までの年数×6万円(特別障がいの場合は12万円)
	障害者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得したとみなされる場合	非課税
贈与税	・特別障がい者(身障手帳1級・2級及び障がいの程度が重度ならびに障がい者手帳1級の方)が特別障害者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託財産6,000万円以内 ・障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得した場合	非課税
窓 口	個人事業税・不動産取得税:北河内府税事務所 (電話:072-844-1331、FAX:072-846-3988) 相続税・贈与税:門真税務署 (電話:06-6909-0181)	

※変更の場合や個々の事情により異なりますので、各機関に十分お確かめください。

## [5] 生活福祉資金の貸付

低所得者、障がい者や高齢者世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。  
詳細は、守口市社会福祉協議会へお問合せください。

種類	内 容
福祉資金	低所得者、障がい者または、高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立および在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 (生業、技能習得、療養・介護、住宅増改築等)
教育支援資金	低所得者を対象に、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする貸付制度です。
総合支援資金	失業や減収により生計維持が困難になり、生活再建のための継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、資金を貸し付けることで世帯の自立を支援する貸付制度です。 ※住居のない離職者には、公的制度給付等までのつなぎ資金制度もあります。
不動産担保型生活資金	住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。
緊急小口資金	緊急小口資金は、生活困窮世帯が緊急的かつ一時的に整形の維持が困難になった場合に、その必要な費用について小額の貸付等を行い、当面の課題解決と、世帯の自立支援を目的とした貸付制度です。
窓 口	守口市社会福祉協議会 住所：守口市京阪本通2-5-5 電話：06-6992-2715、FAX：06-6998-3201